

25川監公第10号

平成25年10月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	村	田	恭	輔
同	奥	宮	京	子
同	菅	原		進
同	宮	原	春	夫

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 建設緑政局

各区役所道路公園センター

監査の範囲 平成24年度に契約した工事並びに繰越及び債務負担行為に係る
工事で、同年度末までに完了したもの（工事関連の業務委託を
含む。）

監査の期間 平成25年 4月 1日から

平成25年10月 1日まで

監査の結果

今回の監査は、監査の範囲に示した工事及び工事関連の業務委託521件の
うちから、次のとおり工事55件及び業務委託5件の合計60件を抽出した。
（抽出工事等の詳細については別表参照）

監査実施工事等の抽出状況

（単位：千円）

所管別の工事等		対 象		抽 出		
		件 数	契約金額	件 数	契約金額	
建設緑政局	工 事	74	2,123,810	16	491,336	
	業務委託	22	125,092	2	10,680	
道路公園 センター	川崎区	工 事	50	804,163	8	297,175
		業務委託	6	26,334	1	11,940
	幸 区	工 事	46	417,403	4	30,143
		業務委託	1	5,143	0	0
	中原区	工 事	54	442,787	5	100,441
		業務委託	4	15,069	0	0
	高津区	工 事	54	348,828	4	46,677
		業務委託	0	0	0	0
	宮前区	工 事	63	581,051	5	141,225
		業務委託	3	6,259	0	0
多摩区	工 事	75	698,128	7	126,293	
	業務委託	3	16,666	1	9,814	

	麻生区	工 事	64	481,354	6	58,567
		業務委託	2	6,471	1	4,515
小 計		工 事	480	5,897,524	55	1,291,857
		業務委託	41	201,034	5	36,949
合 計			521	6,098,558	60	1,328,806

これらが計画、設計、積算、施工等の各段階において、正確かつ適切に実施されているかといった視点に加え、工期延期を行った繰越工事等は適切に執行されているかを審査の重点項目として、設計図書及び施工関係書類の審査並びに現場調査を行った。

その結果、各工事はおおむね適切に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。

この中には、施工の安全性に関するものなどが見受けられたことから、掘削現場等の安全を最優先とした施工に努めるよう監督員は請負者に対して指導を行い、さらに工事を所管するそれぞれの組織においても、現場経験の少ない職員に対する技術指導や現場パトロールの充実を図るなど、工事監理に関して更なる業務改善を望むものである。

また、審査の重点項目における工期延期を行った理由及びその期間の設定については、おおむね適切なものと認められた。ただし、工期延期を行った理由としては、関係官庁、電気事業等の各事業者、近隣住民等との施工協議のために、不測の日時を要したことによるものが過半を占めており、これらの中には、工事発注前における関係先との調整により改善を期待できるものも見受けられた。事業遅延により生じる市民生活、地域経済活動及び計画的な事業推進への影響を考慮し、繰越工事等の更なる件数削減に努められたい。

1 現場の安全に関する指導を行うべきもの

道路照明設置その7工事は、道路照明の老朽化に伴い、照明柱及び照明灯の更新を行うものである。

このうち、照明柱の更新に伴う掘削工事についてみたところ、深さ約2 mの掘削箇所において、地盤の崩落を防止するための矢板等による土留を設置せずに、作業員がコンクリート打設による基礎の設置作業を行っていた。

これ以外にも、中原区内都市計画道路東京丸子横浜線道路築造（その5）工事における電線共同溝の埋設を行う掘削現場及び小田公園第1期整備工事における給排水設備の埋設を行う掘削現場において、土留設置に関する同様の事例が見られた。

土木工事安全施工技術指針等の規定によると、掘削する深さが1.5 mを超える現場においては、掘削深さ、土質、地下水位等を考慮し原則として土留を設置することとされていることから、監督員は請負者に対し掘削現場の安全対策について指導されたい。

また、小田公園第1期整備工事における既存高木の移植工事において、約5 mの樹木上で作業員は墜落防止用の安全帯を着用しないまま枝の剪定作業を行っていた。

これ以外にも、生田根岸歩道橋補修工事における鋼製街路灯の塗装工事において、高所作業に関する同様の事例が見られた。

労働安全衛生規則の規定によると、高さが2 m以上の箇所で作業を行う場合においては、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは作業床を設けなければならない、また、作業床を設けることが困難なときは防網を張り安全帯を使用するなどの方法により、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされていることから、監督員は請負者に対し高所作業の安全対策について指導されたい。

（監査番号5、10、24、49）（建設緑政局道路河川整備部道路施設課、

同南部都市基盤整備事務所、川崎区役所道路公園センター整備課、多摩区役所道路公園センター整備課)

2 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適切に執行すべきものがあつた。なお、その概要は次のとおりである。

(1) 請負金額の変更を伴わない工事変更において適切な手続を行うべきもの

工事変更に伴う請負金額の変更を行わないことについて、請負者から書面による承諾を得ていなかった事例

(監査番号4) (建設緑政局等々力緑地再編整備室)

(2) 高力ボルトによる現場継手工において検査結果を確認すべきもの

部材の取付工事における高力ボルトの締付け検査において、記録の提出を求めず検査結果を確認していなかった事例

(監査番号7) (建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所)

(3) 設計変更を行う工事において適切な手続を行うべきもの

設計図書及び請負金額に関する変更について、請負者との指示、協議等の手続を書面により行っていなかった事例

(監査番号11、38、39、54) (建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所、宮前区役所道路公園センター整備課、麻生区役所道路公園センター整備課)

(4) 材料費の算定において適切な見積りを取得すべきもの

橋りょうの補修工事の積算において、材料の単価を、メーカー又はその代理店の見積りによらず、請負者から取得した見積りにより算定していた事例

(監査番号 1 3) (建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所)

(5) 緊急工事における出来高清算において人工数等の確認を適切に行うべきもの

公園緑地の緊急整備工事における一部の指示工事において、請負者の提出物から設計変更に計上した人工数等を確認できなかった事例

(監査番号 2 8、3 3) (幸区役所道路公園センター整備課、中原区役所道路公園センター整備課)

(6) 見積りを根拠とした設計変更において適切な単価を設定すべきもの

水路改修工事に使用した材料の単価の設定において、取得した見積りについて適切な精査を行っていない事例

(監査番号 4 7) (多摩区役所道路公園センター整備課)